

令和3年9月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和3年9月10日(金)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	令和3年9月10日(金) 午前 8時55分
閉 会 日 時	令和3年9月10日(金) 午後 1時28分
委 員 長	永 沼 博 昭
委員会出席委員	
委 員 長	永 沼 博 昭
副 委 員 長	小 泉 晋 史
委 員	羽 鳥 健 大 塚 佳 之 坂 本 国 広 諏 訪 三 津 枝
委員会欠席委員	なし
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	1名

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 8 2 号	鴻巣市消防団給与条例の一部を改正する条例	原案可決
第 8 3 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 8 4 号	令和 3 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 8 8 号	令和 2 年度鴻巣市一般会計決算認定について のうち本委員会に付託された部分	認 定
第 8 9 号	令和 2 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計 決算認定について	認 定
第 9 4 号	令和 2 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決 算認定について	認 定

委員会執行部出席者

危機管理監 関 口 泰 清
危機管理課長 金 子 学

(市民生活部)

市民生活部長 田 口 千 恵 子
市民生活部副部長 関 根 則 男
自治振興課長 伊 藤 正 一
市民課長 新 井 隆 司
市民課副参事 川 又 敦 子
国保年金課長 野 口 豊 和

(環境経済部)

環境経済部長 飯 塚 孝 夫
環境経済部副部長 高 坂 清
環境経済部副部長 外 島 洋 志 男
環境課長 長 澤 和 弘 介
環境課副参事 高 橋 亮 介
農政課長 山 崎 淳 一
環境経済部副部長兼農業委員会事務局長 堀 越 延 年
商工観光課長 清 水 健 紀
道の駅整備プロジェクト課長 秋 山 信 行
道の駅整備プロジェクト副参事 福 智 秀 一

吹上支所副支所長 大 島 和 之
吹上支所市民グループリーダー 加 藤 勝 美
川里支所副支所長 吉 田 勝 彦

書記 小野田 直 人
書記 小 林 美 奈 子

(開議 午前 8 時 5 5 分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

引き続き質疑を求めます。質疑はありませんか。

(大塚) おはようございます。今回決算については事前通告ということになっておりまして、昨日お二人がやられまして、なかなか40分という時間をもたないようで、なかなか終わらないという現状の中ではありますが、少しはしょってやるかもしれませんので、よろしく願いいたします。

決算書99ページ、自治振興課、自治会に関する決算であります。金額的には4,341万ほどです。まず1点目、昨日の答弁の中で加入率について答弁があったと思うのですが、75.02%ですか。これは、全世帯数に対する現状の加入者、加入世帯数という加入率という理解でよろしいか、これを伺います。

(自治振興課長) その理解で大丈夫でございます。

(大塚) 加入率は全体の数字でありますので、改めて1点伺いますが、自治会の数についてはここ数年やや減っているような記憶があるのですが、自治会数の増減についてはどうなっていますか。

(自治振興課長) 昨年度1団体減少いたしました。236団体から235団体になりました。その内容につきましては、下谷の市営住宅が解散いたしました。やはり高齢化ということでございます、我々も何度か訪問をしてご相談を受けて、ほかの自治会に加入できないかとか合併とかいう相談をさせていただきましたが、結局は解散というふうに至りました。以上でございます。

(大塚) いわゆる減少は解散が理由だということではありますが、これから訪れる、今現在もそうかもしれませんが、人口減少問題、それから高齢化も含めてであります、当然対象となる方、今の理由も含めていろんな地域の自治会がそういう課題にぶつかると思うのです。改めてそれら人口減少、高齢化への対応として、何か策を講じる計画等がありますか。

(自治振興課長) まずは、今年度は毎年度実施しております自治会長研

修会を通じて自治会の在り方とか、そういうものを研修会をしております。また、自治会、町内会とその活動のQ & Aと題しましたパンフレットを自治会長に配布しまして、円滑な自治会活動に役立てるような書類を配布しているところでございます。

（大塚）現在の自治会の役員さんにそういった情報提供なり促すことをしても、いわゆるどうやって増やしますかというほんの一部にすぎないと思うのです。本来は自治会が組織されていない地域も当然特定の地域もあるわけですから、とりわけ新興住宅地域なんかがそうですかね。いわゆる自治会に興味を持たない皆さんに本来はアプローチをしていかないと、加入率もそうですし、増えていかないし、コミュニティーという大きな目標というか、テーマ設定もありますから、今後何か自治会に入っていない方に上手にアプローチをする必要があるかと思うのですが、今現在そんなことをされているのか、あるいは今後検討すべきと思いますが、その点はいかがでしょうか。

（自治振興課長）お答えいたします。

委員のご指摘の部分で加入率、入っていない方に入ってもらおうという努力というか、行動というのは必要だと思います。実際、まず宅地建物取引事業者と協定を結びまして、不動産の売買、賃貸の取引の際に自治会に加入しましょうというパンフレットを配布していただいております。また、一方で市内転入の際に自治会、町内会加入のご案内ということで、自治会ではこんな活動をしている、すばらしい活動をしているということでアナウンスをしているところでございますので、もう一個踏み込んだやり方については今後ちょっと研究、勉強していきたいと思っています。

以上でございます。

（大塚）ただ、放っておくとどうしても加入率も下がってきますし、本来の目的達成のためにはやはりどこかで大きな手を打たないのかなと思いますので、今後そういう施策がありましたら、私たちも協力をいたしますので、ぜひ事前に情報提供なりお知らせをいただければと思います。続いて2問目、2つ目の質問ですが、135ページ、市民課です。昨日も他

の委員からの質疑がありまして、今現在コンビニ交付事業であります、1枚当たりの単価が858円ですか、その計算の仕方はいずれにしても、それだけかかっているということでもあります。具体的にこの事業をやっているということをお知らせをしていると思うのですが、担当課として認知度、どのぐらいの皆さんが理解をさせていただいているのか、これについてはいかがでしょうか。

(市民課副参事) お答えします。

鴻巣市では、マイナンバーカードを利用して証明書の交付ができるコンビニ交付サービスを平成29年10月から開始しております。導入当初の発行部数は約2,000部ほどで、昨年度、令和2年度は約7,200の発行部数がございます、約3.6倍の増加を示しております。そういったことからコンビニ交付の利用は大幅に増えておりますので、これは広くコンビニ交付の利便性が周知されているものと考えております。

以上です。

(大塚) 改めて別の視点からお伺いしますが、窓口による交付の金額とコンビニ交付の場合の交付の手数料というか金額、これは違いがあるものでしたっけ。その点はいかがでしょうか。

(市民課副参事) お答えします。

証明発行について、窓口交付では住民票や印鑑登録証明書などは1通200円となりますが、コンビニエンスストアでの証明交付については、1通こちらが150円になり、1通当たりの50円お安い形での証明発行ができます。

以上です。

(大塚) 利用者のメリットに50円の差が相当するかはいずれにしても、やはり便利です、お得ですということもちゃんと伝えていかないと、利用される皆さん、使ってみて初めて50円安いよねというのが理解、分かるわけです。しっかりとそこら辺も含めて、今後まだカード発行に至っていない、入手していない方も含めて上手にPRをしていく必要があると思いますが、今後についてはいかがでしょうか。

(市民課副参事) お答えします。

現在コンビニ交付の利用に関しての周知は鴻巣市のライン、ホームページ、広報などで周知を行っております。今後についても市の公共交通を利用しまして車内広告なども行っております。さらに、窓口のほうでもマイナンバーカードを利用してコンビニで証明取っていただくと50円お安くなりますというようなご案内のチラシもお配りしておりますので、またそのほかにもいろいろな場面で周知ができるように努めてまいります。

以上です。

（大塚） ややもすると個人情報の取扱いという視点からマイナンバーカードについては賛否両論あるところではありますが、50円の差があるということも含めて利用者の皆さんにもメリットが十分ありますよというのは今後知らせる必要があるかなと感じております。

次の質問であります。237ページ、環境課、コウノトリの里づくり事業であります。1点伺いたいのは、この事業の目指すところ、目的についてであります。過去にも様々なことが、何のためにこれを行っているかということについてはいろいろな機会で聞く、その答えといいますか、目的については聞く機会があるのですが、あえて順位をつける、順番を決めるとしたら、例えばよく言われている観光資源として捉えるという考え方、あるいはもう400年以上前になりますけれども、日本を含めて世界的に環境が乱れてきています、住環境がですね。そういう意味では環境保全というよりも環境改善というのですか、そういったことも当然時折耳にしますので、その優先順位といいますか、具体的にコウノトリの里づくり事業に関してはどんなことを第1位、優先的に目標として掲げているのか、この点はいかがでしょうか。

（環境課副参事） お答えいたします。

コウノトリの里づくり事業を柱とするコウノトリ関連事業につきましては、コウノトリの里づくり基本計画において掲げました目指す将来像、人にも生きものにもやさしいコウノトリの里こうのす、こちらを実現するために3つの基本方針、自然と共生する環境づくり、にぎわいのある元気なまちづくり、笑顔が輝く担い手づくり、こちらの3つの基本方針

の下、事業を進めてまいりました。したがって、事業の目的、目指す道としましては、この3つの基本方針に基づきまして、人にも生きものにもやさしいコウノトリの里こうのすを実現するためのまちづくり全体だというふうに考えております。

以上です。

(大塚) 今日付の新聞の紙面でコウノトリの里についての記事が載っておりました。公共的な新聞ですので、読売系の地方版なのですけれども、それを見るとそこを訪れていた方へのインタビューですとか、それから担当者のコメントも当然載っております、これをちょっと引用しますと、この施設、この事業については環境面ばかりではなく、農業、観光、商業、教育というふうに、そういうふうにかかれていまして、ということ、私はやっぱりこれはあくまでも環境面について、いわゆる環境については、コウノトリは非常に繊細な鳥なので、それをコウノトリを飼育することによって私たちの生活も見直しましょうというふうに暗に言っているのかなと私は理解をしております。今後コウノトリの里づくり事業もこれから10月1日ですか、飼育用の鳥が移ってきて、それからまさにスタートになると思うのですが、ぜひ環境に配慮したまちをつくりましょうということを第一のテーマとして上げて、物見せのための小屋ではありませんという、否定はしませんけれども、ちゃんと順位を決めて皆さんに周知をしていく必要があるかなと思います。改めてその点、今後においてはどうでしょうか。

(環境課副参事) お答えいたします。

コウノトリの里づくり事業で今年度、まさに10月1日からコウノトリの飼育を開始するわけですが、特別天然記念物でありますコウノトリ、そしてそれを展示する、一般公開することができるコウノトリ野生復帰センター、こちらの施設及びコウノトリにつきましては観光資源としても物すごくインパクトがあって、鴻巣市の一つの大きな武器になるのかなというふうに思っております。一方で、コウノトリといったところに着目したというのは、生態系の中で、コウノトリが生態系ピラミッドの中で自然関係において頂点に位置するということ、その辺のと

ころも考えて鴻巣市にゆかりのあるコウノトリというところでこの事業を取り組んでまいりましたので、当然環境保全、環境改善、観光、農業、それぞれ連携するところがございますので、今後も様々な部署と連携しながら、多くの関係者の方々とまちづくりを進めていきたいと思っております。

以上です。

（大塚） 今後に期待をするところであります。

次の質問です。ページでいきますと243ページ、251ページ、253ページ、どれも環境課の関わる事業となっております。243ページでは大気・土壌・水質環境対策、251については不燃、可燃ごみ、253については資源物収集に関する事業となっております。これなぜ3つ今申し上げたかというところ、もう数年前から問題になっている海洋汚染、マイクロプラスチックごみについてを今回ちょっと質問をするところであります。今現在、水質については河川17か所の検査をしていますよという答弁であったり、それから当然不燃、可燃ごみや資源物は正しい分別の中でごみをゴミとしてちゃんと処理をしましょう、処分をしましょうというのが市民の皆さんの協力をいただいているところだと思うのですが、どうしてもそれを漏れてしまうことが多々あるわけで、それが最終的には海洋汚染につながっているというのが一般的な見方だと思います。

そこで伺いたい内容ですが、海洋汚染への取組として本市はどのようなことを令和2年度の中でも、もしくは現在も含めて行っているのか、この点はいかがでしょうか。

（環境課長） お答えいたします。

マイクロプラスチックについては、5ミリ以下の小さなプラスチック片という認識であります。また、海洋生物がマイクロプラスチックを誤って食べたり、プラスチックごみを食べた結果、ごみが詰まってしまったりして海洋生物が傷つけられる事例が度々新聞やテレビ等で報道をされているのをよく見かけるところです。マイクロプラスチックごみにつきましても、心ない人が道端などに投棄されたものが風や雨など、また災害

などで川に流出されて、それが最終的に海にたどり着いた結果、海洋生物が食べてそういったことが起きているのかなと思っております。また、本市や埼玉県は海に隣接してはおりませんが、川、荒川や元荒川、あとは野通川ですか、そういった川とかは最終的には海へつながっておりますので、本市では河川へのごみの流出を防ぐために適切な分別方法を周知するとともに、心ない方が捨てないよう警告看板等、市民の皆様へ配布させていただいて周知をしているところです。

また、大塚委員も多分ご存じだと思うのですが、埼玉県の水環境課のほうで作成しているプラスチックごみを流さないというようなパンフレットを環境課の窓口、環境課の前のパンフレットスタンド等で、たまたま今コロナ禍でイベント等にお伺いして啓発活動等ができませんので、そういったところに置かせていただいて啓発のほうはさせていただいているところです。パンフレットを簡単に説明させていただきますと、県のほうで河川の清掃とかをさせていただいた際に、そのごみの約7割ぐらいがプラスチックごみであったというのがパンフレットにも記載されております。

以上になります。

（大塚）まち全体で取り組むという意味では、例えば公的な係、役割分担の中では環境衛生委員さんなんかは市内には多くいらっしゃるのですが、例えばその方を交えて今後取り組んでいこうとかということも必要かなと一部思います。ただ、個人の生活だけではなくて、当然産業に関わる皆さん、事業系というよりも産業に関わる皆さんも当然理解をいただいて同じ対応をしないと効果がないわけです。予算書にも載っておりますが、例えば農業系でいくと廃ビニールの処理、処分なんかは正規に多分やっていると思いますが、どうしても石化製品、いわゆる石油製品というか、石化製品については風化して細かくなったり、飛んだりすることがよくあるので、例えば農業系のごみというのですか、廃棄物それについても海の汚染につながる可能性があるから、これからこうしましょうとか、ああするべきだとかって、そこら辺の考えはいかがでしょうか。

(環境経済部副部長(外島))では、お答えいたします。

農業に取りましてプラスチックというのはビニールハウスのフィルムであったり、マルチフィルムであったり、苗箱とかポットに使われている必要不可欠な資材であるわけです。そのプラスチックにつきましては、やはり適正な処理を行わなければ、委員おっしゃったように海洋汚染等にもつながるような事態を招くということは認識をされております。現在につきましては、そういった農業用の廃プラスチックというのは農協や生産者団体が回収事業を行っておりまして、そちらで集めた廃プラスチックを適正に産業廃棄物の処理業者のほうに処理を委託しておりまして、適正に処分が進んでいるというふうな認識はしております。ただ、どうしても回収し切れない部分だとか、そういったものは出てきてしまいますので、そちらのほうは回収率を上げていただくよう、そういった生産者に対しての啓発についても検討してまいりたいと思っております。

以上です。

(大塚) 確かにみんなで取り組まないとなかなかうまくいかない事業だとは皆さん理解していると思うのです。ただ、どうしてもふだんの生活では見過ごしてしまうことがやっぱりあるのではないのでしょうか。そういう意味では、鴻巣市全体で取り組むという意味では、例えばこれから取り組む予定の途中にはなっていますが、道の駅の事業なんかにおいても鴻巣市は市民全体がこういったテーマに基づいて取り組んでいますよとかという大きな看板が必要かどうかはいずれにしても、何かしっかりとテーマを市内外にアピールするようなことも私は可能だと思うし、さらに鴻巣市の意識というか、思いを伝える場としては非常にふさわしいのかなと思うのですけれども、例えば来年ですか、実施計画という答弁がありましたけれども、道の駅に関しては例えばこういうものをテーマとして取り込んで、鴻巣のオリジナリティーを発信していくというのは可能なのでしょうか。いかがでしょうか。

(道の駅整備プロジェクト副参事) お答えします。

マイクロプラごみへの取組については、本市としても重要な課題と今考

えております。委員さんから道の駅のテーマとしてどうだということのご提案でございますが、貴重なご意見として承らせていただきたいと思いますっております。

以上でございます。

（大塚）みんなで取り組むという姿勢を忘れないというのが大事なかなと感じております。

次の質問です。271ページ、農政課、農業研修センターの管理運営であります。今現在の利用状況について伺うところですが、コロナの影響で、ここもおおむね貸し館業が中心になっていると思いますけれども、利用状況については、その推移といいますか、状況についてはいかがでしょうか。

（農政課長）利用状況についてですが、ご説明させていただきます。

令和2年度の開館日数が231日、元年度が267日で、マイナス36日で、前年対比86.52%です。利用の件数ですが、2年度が577件、元年度が884件、マイナスの307件で、前年対比62.27%。利用の人数でございますけれども、2年度が8,721人、元年度が1万6,754人でマイナスの8,033人、前年対比52.05%。いずれも2年度は元年度に対して減少しており、コロナの影響が顕著に出ているものと考えております。また、利用に際しては安心宣言留意事項等により、利用者の皆様の理解をいただきながら防止対策を実施して業務を行っております。

以上でございます。

（大塚）平成29年度でしょうか、公共施設の今後の計画ということで大きな全施設を対象にした計画が示されました。その中においては、川里農業研修センターは中間クラスといいますか、やめるでもなく、このままでもなく、多分検討という範囲に含まれていたと思いますが、いわゆる気になるのは、当然私たちも仮議場として利用したこともありますし、あそこの施設はちょっといろんな使い方ができるというメリットと、それからもう一つは隣接する運動場、グラウンドがあるのですけれども、そこの方が一の避難のための建物としても有効に私は今でもあると思っていますのです。

伺いたい内容ですが、今後どのように維持管理計画をしていくかということでもあります。ちなみに、今はこの前の長雨で屋根が一部雨漏りがしているという状況があったと思いますが、そういうことも含めて今後どのように計画をしていくのか、その点はいかがでしょうか。

（農政課長）ご指摘のとおり、農業研修センターでございますけれども、運動場や公園利用者の休憩施設等の役割も兼ねているのはこれ事実でございます。かつ利用頻度も高いため、我々としては必要な施設であるというふうな認識をしております。現時点においては、今後の維持管理計画についてなのですけれども、農業研修センターの位置づけについては本市自体でまだその方針が現時点では定まっていないのが現状となっております。したがって、これからにおいては臨機応変な対応をしつつ、施設の老朽化などに不具合が生じた場合は応急的な対応を随時行っていくというような考え方で今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（大塚）すぐに取り壊しにはならないという認識でおりますので、よろしくをお願いします。

次の質問です。277ページ、商工観光課、キャッシュレス型消費活性化事業であります。初めに伺いますが、この事業においてはいわゆる登録事業者、対象となる事業者の支援をするということとともに、利用者の消費拡大につながったのかなと理解をしておりますが、この点はいかがでしょうか。

（商工観光課長）お答えいたします。

本事業は、会計時における現金との接触機会を低減し、非接触型決済の普及促進を図る。また、今コロナ禍におきまして感染リスクを抑制する効果が期待されるキャッシュレス型決済を普及することにより、市内の店舗における消費の喚起と市内経済の活性化ということを目指して行った事業でございます。その中で対象店舗における決済額の30%相当のポイントを付与するというような事業でございました。今回でいいますと、事業開始前、P a y P a y と a u P A Y の 2 社、前回行ったわけでござ

いますけれども、P a y P a y でいいますと事業開始前が283店舗、事業終了後が388店舗という形で105店舗ほど実際に普及が図られたところがございます。また、8月実施しておりましたものにつきましては433店舗ということで、さらに45店舗の登録事業者が増えております。また、a u P A Y につきましても事業開始前は104店舗であったものが154店舗ということで50店舗、店舗が増えたということで、事業者としましても当然30%のメリットということを感じて登録事業者が増えたということというふうに我々としては評価しているところでございます。

また、利用者の消費拡大等々ということでございますけれども、a u P A Y、P a y P a y、2社合わせまして6,233万749円ほどのポイントを還元するということができましたので、単純計算でいいますと2億円以上の購買、消費につながったものというところから、大きな経済効果があったというふうに理解しているところでございます。

以上です。

(大塚) なかなか現金主義がまだまだ多いと私は思うのですが、現金を取り扱わずに買物ができる、物が食べられるとか、いいことだと思うのですが、市民全体を捉えたときに例えば年齢とか生活スタイル、ライフスタイルもそれぞれ違うわけなので、今以上に親しみやすいというか、分かりやすいいわゆる事業展開をすべきかなと思います。その点についてはいかがでしょうか。

(商工観光課長) 我々としましても当然スマートフォン等をどれぐらいの方が実際使っていらっしゃるのか、また高齢者の方がキャッシュレス型決済をどれぐらい実際に利用されているのかというのをちょっと調べましたところ、スマートフォン等の普及につきましては20歳代の方が95%ほど使われていると。30代が94.5%、40歳代で87.5%、50歳代で89%、60歳以上でも81%使われているというところで、もう既に8割以上の方がそれぞれの年代でスマートフォンを使われていると。あわせて、キャッシュレス決済のほうなのですけれども、30歳代の方が一番多いのですけれども、80.6%、40歳代で73.6%、50歳代で69.9%、60歳代で57.3%、70歳以上になると29.7%ということで、ちょっとこちらについてはやは

り数字が低いところというところで、やはりなかなか高齢の方は使いづらいところもあると思いますので、これらについてまた同じようにキャッシュレス型決済普及する上では使いやすいように周知等を我々としても検討していきたいと、これがまた一つの課題だというふうに捉えているところがございます。

以上です。

（大塚）ちなみにですが、出前講座でキャッシュレス決済についてというのはやった実績はあるのでしょうか。

（商工観光課長）キャッシュレス決済始まる前、2年前、3年前ぐらいでしょうか、1度クレアこうのすのほうの真ん中の多目的広場でいいのですか、あちらのほうで1度開いたことがございます。

以上です。

（大塚）ぜひ地道な宣伝活動をしていただいて、時代に即したさらに分かりやすいような丁寧な説明の機会を持っていただけるよう配慮をしていただければと思います。

最後の質問であります。ページが325ページ、327ページ等に載っている災害、防災に関する事業であります。特段これに幾らという内容では、それぞれの内容がということもあるのですが、これらを見ますと、いわゆる1つ最初に伺いたいのは、災害発生時における対応としていろんなことが出てまいりますが、具体的には自助、それから共助、あとは公助ですか、何かもう一つぐらいあったような気がしますけれども、まず自助、共助、公助について市民の皆さんはどの程度理解をしているのでしょうか。理解度について伺います。

（危機管理課長）お答えいたします。

災害発生時における自助、共助、公助に対する市民の理解度についてですが、具体的に調査したものはございませんが、東日本大震災や令和元年東日本台風の経験から個人の防災意識は高まっていると思っております。市では日頃からの備えとして、昨年9月に全戸配布いたしました水害ハザードマップ、こちらにおいて自宅の浸水区域の確認、水害時の避難行動、気象避難情報等併せて非常用持ち出し品、備蓄品の備えとして

自分の身は自分で守る自助の考え方を周知しております。

また、共助につきましては、市内で結成している自主防災組織は結成率が6割を超えております。お互いに支え合う体制を構築されていると考えております。また、こちらについては結成率の上昇に努めてまいりたいと考えております。

また、今年度のまちづくり市民アンケートにおきまして、住民、地域、行政が連携した防災体制の整備状況についてという設問がございまして、82%の方が普通、どちらかといえば満足、満足という回答も得ております。

以上でございます。

(大塚) まさしく11年前になるのでしょうか、3.11のときなんかで、やっぱり災害って瞬間的に起きるわけで、あのときは地震でしたけれども。では、皆さんが今の答弁にあったように多くの方が理解をしていると言いながら、いざその場になったときにどれだけ冷静に行動が取れるかというのは私は非常に難しいかなと。当然計画をして、皆さんに理解をしてもらうことは必要だと思います。でも、いざというときになると、それがすっかり頭の中で理解をされているかという、思っている以上にやっぱり配慮しなくてはいけない部分があるのだらうなと思います。

1つ伺いたいのは、いわゆる災害発生時にいろんなことが想定されるのですが、例えばある特定の情報があつたとします。その情報については、最終的には誰がどんな内容の情報を災害発生時に持っていて、有効に生かすかというのは非常に大事な事かなと思うのです。1つ例を申し上げますと、今現在地域防災計画が、これ平成27年に改定をされているのですが、その中にもいろんな文言が出ています。事前に福祉課のほうに寄って聞いた内容をちょっとお話ししますが、例えば自分自身では冷静ないわゆる避難ができない、通常の避難ができないと言われている方がいらっしゃいます。その理由としては、高齢の方であったり、障がいを持っている方ですとか疾患を持っている方等々いらっしゃるのです。県のほうに毎年1回4月になると鴻巣の状況をお示しをして、県の

判断というよりも県が確認している避難時にどれだけの人が支援が必要かという数字をちょっと聞いたところ、1万人を超えているらしいです、今現状は。本来1万人の方に支援が必要だということになると、それを上回る人たちがいろんな情報を持っていて支援をする、いわゆる助け合うということが必要になるわけです。では、それぞれが持っている情報をどこまで流していいかという本人に確認をする、情報提供について確認をした内容でいいますと、1万人を超える中でも、全部が全部ではないですよ、あくまでも一つの基準として判断ですから。その中で自分の持っている情報、助けてほしいということも含めて公開してもいいというのが400人強なのです。そうすると、今冒頭触れましたけれども、誰がどんな情報を持っていけば、いわゆる自助も含め、共助も含め、効率的に災害時の避難ができるのかというのが問題になると思うのです。これは1つの課、1つの部では間に合わないと思いますので、今後防災計画も多分国のほうから一部見直し等が時折出ていると聞いておりますので、防災計画の中でそこら辺鴻巣の地域に応じた、対応したような計画の内容の見直しですとか、それから避難をするときに支援をしてほしい人たちの情報を上手にコントロールしながら計画に生かすということが必要かと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

（危機管理課長）お答えいたします。

まず、地域防災計画については今年度改定中でございます。

それから、情報についてですが、まず私ども市のほうから防災行政無線、市メール配信サービス、防災ラジオ、市ライン公式アカウント、フラワーラジオ、ホームページ等で市民の皆様には伝達をしております。令和元年の台風のとくに避難情報が家の中でよく聞こえないということで、今現在防災行政無線システムを改めております。電波到達性の優れております今システムに移行工事を行っております。その中で防災ラジオというものを現在自治会、民生委員の方には全てお配りをする段取りを取っております。民生委員の方には全てお配りいたしました。この民生委員、自治会長の皆様には、先ほどおっしゃられた避難をするに支援が必要な方、そういった方たちの避難支援者となる方が多くございますので、そ

ういった方たちに正確な情報をお伝えできるような整備を進めているところでございます。

以上でございます。

（羽鳥） それでは、質疑をさせていただきます。

235ページが一番下のほうの環境課、埼玉県央広域事務組合火葬場負担金についてなのですが、ここにおいて火葬場の現状と市から見た今後の展開についてをお聞きいたします。

（環境課長） お答えいたします。

埼玉県央広域事務組合火葬場についてご説明させていただきます。令和2年度の利用状況につきましては、火葬件数のほうが2,795件、県央広域事務組合のほうはご案内のとおり鴻巣市、北本市、桶川市で構成されている組合となっております。令和元年度の火葬件数につきましては2,557件、前年度と比べまして全体で238件、9.3%の増となっております。これに併せて式場の利用件数につきましては、令和2年度が567件、令和元年度が581件となっております、前年度と比べて14件、2.4%の減となっております。令和2年度につきましては、火葬件数につきましては増加しているものの、式場の利用については減少となっております。理由としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のほうから小規模な式が増えたことによりまして、みずほ斎場の大きな式場を利用される方が少なかったということが原因に考えられると思います。こういった状況を見まして、今後につきましては構成市として組合のほうに働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

（羽鳥） 数年前、みずほ斎場のほう、第2駐車場ということで大きな拡張もあったわけなのですが、やはり時代の変遷で、またコロナの発生ということで大きく状況が変わってきたということで、うちのほうも農村地域ということで非常に古式ゆかしい生活様式をしておったのですが、驚くほど隣組などの固い結束が以前はあったのですが、家族葬という形を、形式を取るご家庭が増えてきています。そういうことでもう隣組のお手伝いも要らないという状況の中、やはりお葬式も非常に小規模、沙

汰のほうも広くしないという状況になっております。今答弁のほうにもあったのですが、式場のやっぱり使用が多少減ってきているというのもそういう影響だと思っておるのですが、こういう状況を踏まえて、今後この県央広域の組合のほうの火葬場のほうの運営の形態も変わっていかねばいけないと思うのです。そういう点において、鴻巣市側から組合のほうへの要請、要望をされていくのかをお聞きいたします。

（環境課長）本市においては、県央広域事務組合の構成市の一つということでありまして、まずは構成市の担当レベルの会議のほうで現状等をご報告させていただいて、その後組合のほうでご検討いただければと考えております。

以上です。

（羽鳥）実際県央広域のほうの組合のほうの議会、年4回されていると思うのですが、それ以外にも事務的な部分において構成市の中で検討する場が定期的にあると思うのです。そういうことは年何回ぐらい行われているのかと、どのような内容で話し合われるのかお聞きいたします。

（環境課長）担当レベルの会議につきましては、年2回程度だったと思っております。その都度会議の開催に当たりまして、その都度その時期の状況に合わせたようなことが議題になるものですから、次回担当者が集まるような会議には、委員のほうから今質問ありましたことを議題として上げていただくように本市のほうから呼びかけていきたいと思っております。

以上です。

（羽鳥）私も県央広域事務組合の組合議会のほうの議員もさせてもらったのですが、いかんせんこの組合、やはり消防のほうがメインの組合というふうに見てしまうのです。ですから、構成されている組合の議員さん出ているのですが、一般質問においても9割方消防関係、そちらのほうに、火災または救急搬送、そちらのほうをメインとして議会のほうでも話し合われているのが通例なのです。しかしながら、人間いつか死ぬわけですから、このみずほ斎場、火葬場のほうの運営、これなくてはならないものですから、これしっかりとやっぱりしないと、人生最後の終

えんの場合としてこのみずほ斎場が鴻巣市はじめ3市で使われるわけなので、そこにおいてはやはり時代に適応した形を取らないと、そこで火葬される方、またはそのご遺族の利用の利便性が非常に左右されるわけです。それはもういち早く時代の変遷を感じ取って、この組合のほうで適宜その体制に整えてもらうようなことを構成市からも要請していかなければいけないと思っていますのです。そういう点において、やはり式場の規模、または待合室というのですか、結構みずほ斎場あるのです。そこも随分と、畳から今度椅子式になっておるのですが、やはり高齢者の方に優しくするためにそういうことは努力されているのですが、いかんせん大きいのです。以前も職員さんのほうからも規模を小さくした、こぢんまりとした待合所、また待機所が欲しいという要請はあったのです。ただ、これほど時代の趨勢で今家族葬が増えていくとは思っていなかったものですから、ちょっと私も数年この組合議員から離れているものですから、そういう点について少し反応が遅いのではないかというふうに考えたものですから、ぜひとも鴻巣市からの考え方として、県央広域事務組合のほうに要請、要望をしていかなければいけないと思っております。その点について改めてお聞きをいたします。

(環境課長) 委員のほうのご指摘のとおり、現状はそういった新型コロナウイルスの関係であったり、お葬式の在り方が変わりつつありますので、まずは構成市における担当者の会議においてお話をさせていただいて、その後本市のみではなく、できれば構成市全部で組合のほうに最終的に要望として上げられるよう、まずは担当者の会議で本市のほうから発信のほうをさせていただきたいと思えます。

以上です。

(羽鳥) それでは、237ページの後段のほうです。コウノトリの里づくり事業についてお聞きいたしますが、やはり令和2年度で大変大きな事業ということで、この事業規模に照らし合わせた市民生活への効果がどのように期待されているのか。また、今後の事業展開についてお聞きをいたします。

(環境課副参事) お答えいたします。

令和2年度決算におきまして、コウノトリの里づくり事業の決算額2億5,288万5,668円のうちコウノトリ野生復帰センターの建設工事費が2億4,103万8,600円となっております。この財源につきましては、国庫補助金であります地方創生拠点整備交付金や交付税算入のある有利な地方債を活用しまして、市の財政負担を最小にすべく努めてまいりました。昨日、10月1日にコウノトリの飼育を開始する旨をご報告させていただきましたが、コウノトリの里づくりの取組というのはコウノトリを飼育することが目的ではなく、コウノトリをシンボルとしたまちづくりを目的としておりますので、この一連の取組を通じまして、まち全体によい影響を与えていけるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

(羽鳥) 大変多額のお金を使って造られたわけなのですが、確かに交付金、国のほうのお金を非常にうまくいただいて造ったと思うのですが、以前誰が言ったのか覚えてはおらないのですが、市税がほとんど使われていないと。でも、基金も市税でしたよね、たしか。最小限の市税を使ったものプラス交付金、国のお金なのです。国民の税金なのです。そういう大事なお金をいただいて鴻巣市に造らせてもらった、そういう施設なのです。この2億5,000万もかけて、では何が効果として生まれるのか。先ほど前任者の質問のほうでも私聞いていて、おおむねの理解はしておりますが、それではこの2億5,000万という税金の投資に対していかなる対価としてのペイバックというか、戻ってくるものがあるのかというのを考えると、なかなか見えてこないです。さっき三、四分野から効果があると、教育のほうから何かありましたよね。そういう説明があったわけなのですが、お金に換え難い部分が教育ではあると思いますが、そのほかの部分の経済的な部分、商工関係とか、そういう部分においていかなる想定の下これから戦略としてやっていくのか、その点をお聞きいたします。

(環境課副参事) お答えいたします。

まず、コウノトリの里づくり基金への積立てにつきましては、一般市民、市民というか、一般の個人の方からの寄附や事業所からの寄附、またふ

るさと納税からの寄附ということを積み立ててきてまいりました。ですので、市税を直接、鴻巣市の市民税等を直接積み立てているというわけではありません。まず、そうした中で確かに委員おっしゃるとおり、国の補助金というものは国民の税金ということではありますが、その税金を鴻巣市のこのコウノトリの事業に充てさせていただいたというところで採択していただいたと、鴻巣のコウノトリの取組を評価していただきまして使わせていただいたというような考えでおります。

ご質問のそのような金額等を使ってどのようなまちづくりを進める、どのような取組を進めるのかというところではありますが、コウノトリの里づくりに関連する事業につきましては、やはりこの10月1日からのコウノトリの飼育開始、その先の一般公開といった流れというものは大きなインパクトというか、大きな追い風になるものというふうに考えております。その中で目指す将来像であります人にも生きものにもやさしいコウノトリの里こうのす、この実現に向けて様々な分野と連携して、市全体で盛り上がっていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

（環境経済部長） ちょっと追加でご説明させていただきます。

金額的な、経済的な効果がどのぐらいあるのかということが羽鳥委員のご質問だったのかなと思います。1つに委員の皆さんも少し広報等で御覧になっているかと思うのですけれども、コウノトリブランドというようなことでコウノトリに関係した商品開発を市内の皆さんにお願いをしています。なかなか好評でいろんな分野からそういったものに取り組んでいるところがあります。その関係というのもたかが知れているのかもしれないですけれども、コウノトリを飼っている、放鳥に向けて取り組んでいるというのは全国でも4か所ぐらいしかありません。豊岡、そして野田、そしてうち、そして福井のほうにありますけれども、なかなか少ないのです。その中で特に豊岡というのは観光にコウノトリの里というのを、あそこ城崎温泉もあつたりするので、観光につなげているのですけれども、十分経済効果が上がっていると。そういった面では市も

花のイベントであるとかいろいろなイベントをやっているときに、ここを一つの観光の回ってもらおう一つとして、そういったところを併せると、そういった人を集める経済効果があると思うのです。そこで市内の商品をまた開発して行って売ってもらおう、買ってもらおう。そして、また今後道の駅が展開されます。そことの連携というのも市の中にこういった名所があるというのはすごく経済効果があるというふうに考えております。金額になかなかお示しできませんけれども、そういった面で特徴ある市ということを全国、そして世界にPRできる施設だというふうに考えております。

以上です。

（羽鳥） ちょっと私も基金の認識が甘かったかもしれないのですが、基金の内容を、では副参事、お聞きするのだけれども、2億5,000万円の中で基金のふるさと納税とかの額って幾らなのですか。それが相当な額を占めるのですか。それをまずお聞きします。

（環境課副参事） お答えいたします。

今回の事業費につきましては、繰り返しになりますけれども、2億4,103万8,600円というのが建設工事費ということでございます。そのうち委員もご指摘いただいたように2分の1、1億2,051万9,300円が地方創生拠点整備交付金ということになっております。残りの半分、地方債1億2,050万円ということになりまして、差額は残りのお金が1万9,300円という数字がここの建設費用の中の内訳の財源ということになります。基金をこの中でどこで充てているのかというご質問ですけれども、財政のほうと協議した中で地方債、地方債というのはこの後返還していかなければならないお金なので、借金でございますので、そのうちの2分の1、これが交付税、また国のほうから後年度補填されていくということになりますので、国から補填されない残りの返済金、この金額が6,025万ということのお金になるのですけれども、こちらのほうは基金のほうの財源をもって返済していこうというふうに財政当局と調整しております。ですので、令和2年度の決算においては数字は出てこないということになります。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 5 5 分)

◇

(開議 午前 10 時 13 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑を求めます。

(羽鳥) 251ページの可燃不燃ごみ収集運搬事業についての説明を伺いたいのですが、関連もありますので、下の可燃不燃ごみ処分事業についても一括してお聞きいたします。

(環境課長) お答えいたします。

可燃不燃ごみ収集運搬事業については、燃やせるごみ、燃やせないごみの収集運搬の委託が主なものとなりますが、廃棄物の流れ等について説明をさせていただきます。燃やせるごみについては、週2回各家庭から集積所に排出され、その後収集運搬委託業者によりまして、鴻巣川里地域については吉見町にあります埼玉中部環境センターへ、吹上地域については行田市にあります小針クリーンセンターに搬入されております。燃やせないごみにつきましては、週1回各家庭から集積所に排出され、その後収集運搬業者によりまして鴻巣市上谷にあります不燃物ストック場に搬入されております。

次に、可燃不燃ごみ処分事業についてご説明をさせていただきます。廃棄物の流れ等について説明をさせていただきますと、燃やせるごみについては埼玉中部環境センター及び小針クリーンセンターで焼却処理を行い、処理後排出される焼却灰については熊谷市にあります太平洋セメントにおきましてセメント材料として再資源化されております。燃やせるごみの処理量については、埼玉中部環境センターでは令和2年度、鴻巣、川里分のみになりますけれども、1万9,404.29トン、対前年比98.82%、焼却灰は鴻巣分のみになりますけれども、1,778トンとなっております。小針クリーンセンターにおきましては、令和2年度の処理量は5,794.84トン、対前年比103.45%、焼却灰につきましては行田市分を合

わせまして3,893トンとなっております。

燃やせないごみにつきましては、鴻巣市上谷にある不燃物ストック場から収集運搬業者によりましてさいたま市、加須市、寄居町、茨城県のひたちなか市、かすみがうら市、千葉県成田市、栃木県鹿沼市等にある中間処理業者に搬入されまして、選別、圧縮、破砕、焼却や熔融の処理が行われ、再資源化されるものについては再資源化され、再資源化できない焼却灰や不燃性の残渣については埋立てされております。焼却量については、鴻巣地域では令和2年度2,163トン、対前年比106.6%、吹上地域は令和2年度675トン、対前年比107.7%、川里地域は令和2年度194トン、対前年比97.6%となっております。

以上です。

(羽鳥) それでは、詳細についてお聞きするのですが、燃やせるごみのほうを主軸にしてお聞きするのですが、ごみの収集箇所、鴻巣地域においては約2,032か所、吹上地域が627か所、川里地域が141か所ということで、総計2,800か所ぐらいあるというふうに聞いております。その中で収集の方式が3地域によってそれぞれ違ったわけですね。例えて言うと、ある地域では1日当たり5万8,000円で収集すると。他の地域においては1台当たり4万2,220円で収集する。もう一か所のところは月額924万7,140円で収集するというふうに3方式になっていたのですが、この差異についてどのように今までやられていたのか。また、どういう状況だったのかをお聞きいたします。

(環境課長) 答えいたします。

本市においては、1市2町が合併して現在の鴻巣市になっているわけですが、その合併以前からの流れがありまして、それぞれの地域において契約の単価ですか、今委員のほうでご説明されたように台であるとか、そういった単位がそれぞれ異なっておりました。合併してからもうかなりの年数がたっておりまして、鴻巣市のほうで各委託業者を取りまとめていただいていた組合があるのですけれども、そこで何とか市内の業者さんをまとめられないかということで2年ぐらい前から市もそこに入って調整をしていたような状況でありまして、令和2年度までにお

いては単価がそれぞれ異なっていたような状況だったのですけれども、令和2年度内に今まで旧の鴻巣地域のみで構成されていた組合があったのですけれども、そこの中に吹上地域や川里地域の業者さんのほうも入って、本来の市全体に関わる業者さんが組合員として加入された組合が今年度、3年度からスタートしておりますので、何とか調整がまとまりましたので、2年度まではそういったばらばらな単価ではあったのですけれども、3年度のほうについてはちょっと詳しくお答えできないのですが、3年度にはそういった市全体で統一した、まとまったようなものになっているというか、いくというか、そういったような状況になっています。

以上です。

（羽鳥）それでは最後に、可燃、不燃ごみの収集運搬について、これ当時環境課長の方がいらっしゃるのですが、結構危険な収集運搬をされていた業者がいたのですよね。うなずいてくれていますね。直近のところ、そういう問題がなかったかどうかを確認させていただきます。

（環境課長）直近においては、川里地域の業者さんのほうではありません。市内全域においては、4月からですけれども、私が報告を聞いているのは2件ぐらいです。川里地域の業者さんはございません。

以上です。

（羽鳥）それでは、269ページについてお願いします。多面的機能支払交付金事業の各地域での事業内容と交付額についてなのですが、雑駁に全体をお聞きいたします。それプラス、償還金利子及び割引料返還金の内容についてをお聞きいたします。

（農政課長）それでは、多面的機能支払交付金ですが、事業についてなのですけれども、大きく分けて2つございまして、1つが農地維持支払交付金で、主な内容は農地のり面の草刈りや泥上げなどを行うものです。2つ目が資源向上支払交付金で、この事業はさらに2つに分かれておりまして、施設の軽微な補修、農村環境保全活動を行う共同活動があります。もう一つは農業用水路などの補修や更新などを行う工事ができる施設の長寿命化があり、これらの事業に取り組んでいる活動組織は鴻巣市

内で13組織ございます。

続きまして、償還金利子及び割引料の返還の内容でございますけれども、こちらにつきましては箕田農地環境保全会が取り組んでいる地域内で産業団地整備事業が施行されたことにより、農地以外の土地利用となることから、この事業用地分の平成28年度から令和元年度分までの4年間の交付金を国、県に返還したものです。

以上です。

(羽鳥) ここでなのですが、決算書のほうをちょっと読み解きますと、279ページの、これちょっと所管外になってしまうのですが、真ん中の産業団地プロジェクトの中に、多面的機能支払交付金返還保証料は141万6,500円となっております。多分これが箕田農地の環境保全会のほうの分だと思っておりますが、これ数字が合わないので、その確認のための質問をいたします。

(農政課長) 歳入の61ページでは雑入で農政課欄が上から4段目にあるのですけれども、この中で多面的機能支払交付金返還金というのがございまして、ここで箕田農地環境保全会から市、県、国分の返還をいただきました。これを受けて、269ページの多面的機能支払交付金事業の償還金利子及び割引料返還金の106万2,375円は市分を除いた国、県分を鴻巣市が返還したものになります。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、この箕田農地環境保全会のほうから141万6,500円が返還されたという理解でよろしいのでしょうか。

(農政課長) そのとおりでございます。

(羽鳥) そうしますと、説明にあったところの22の償還金利子及び割引料返還金が106万2,375円ということで、35万4,125円の額に差異が出てしまうのです。これに対してどのような説明がされるのでしょうか。

(農政課長) 先ほど申し上げましたとおり、あくまで箕田農地環境保全会から鴻巣市に返還された内容としましては鴻巣市分、埼玉県分、国分、この事業そのものが国の補助金が50%、埼玉県が25%、鴻巣市が25%出しているものです。この分を箕田から鴻巣市に返還していただきまし

た。歳出のほうは106万2,375円は鴻巣市分の25%を除いた国の50%、県の25%、合わせて75%分を返還したものになります。

以上です。

(羽鳥) あくまでも確認になってしまうのですが、そうしますと箕田農地環境保全会が地域の何らかの事象が生じてしまったので、農地のほうの管理ができなくなってしまったということで、市、国、県のほうにこの141万6,500円を償還したということでしょうか。

(農政課長) 返還した理由というのは、先ほど申し上げましたとおり、産業団地整備事業地内の施工地帯の面積相当額に取り組んでまいりました28年度から令和元年度分までの交付金を返還したものであって、活動に支障があったから返還したものであるということではございません。

以上です。

(羽鳥) なかなかちょっと私の頭では理解できないのですが、これ副部長、お聞きするのですが、本来箕田農地環境保全会のほうが返すべき事業資金141万6,500円をお返ししたのであれば、なぜ決算のほかのページ、279ページですが、ここに141万6,500円、返還保証料という形で載っているのです。これが意味が分からないな。ただ、所管外なので、なかなかこれも直に聞けないものですから、その整合性について副部長にお聞きいたします。

(環境経済部副部長(外島)) こちらにつきましては、委員おっしゃるとおり管轄外というふうになってしまいますので、私のほうからちょっとお答えは差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

(羽鳥) ちょっと私の理解度が低くて申し訳ないのですが、箕田農地環境保全会のほうから141万6,500円しっかりと返還されたと、市のほうですよね、窓口。市のほうにお返しされたという上で、なぜこの産業団地プロジェクト、所管外の部分ですが、こちらのほうから同じ141万6,500円が保証料として計上されているのか、計上されたというか、返されている決算が報告されているのかが、二重払いになっているのかなというふうに理解してしまうのです。その点ちょっと担当課長、私の頭でも分か

るレベルでご説明いただければありがたいのですが。

（農政課長）産業団地プロジェクトの予算の確保状況並びに決算については、先ほど副部長が申し上げましたとおり、答弁は所管外ということでございますので、お答えすることはできません。以上です。

（羽鳥）この141万6,500円は単年度分ですか。たしか多面的機能交付金は5年ですよ、契約。契約というか。それで、単年度ずつ国のほうから来るのですか、お金が。その単年度分をお返ししたのですか。

（農政課長）多面的機能支払交付金については、当初スタートしようとして認定を受けると5年間の活動計画を定めるものとなっております。5年間の活動計画を定めた後に単年度ごとに事業を進めていくわけなのですけれども、交付金については単年度ごとに申請をしているような、そんなような状況でございます。今回の返還の内容についてなのですけれども、ご説明させていただきましたとおり、平成28年度から取り組んでおりましたので、平成28年度から令和元年度分までの4年間の交付金を返還したものになります。

以上です。

（羽鳥）それでは最後に、箕田農地環境保全会、どちらの支払交付金かも分からないので、その概要について説明をいただきたいと思います。

（農政課長）箕田農地環境保全会のまずもって取り組んでいる地域なのですが、箕田地域、八幡田地域、寺谷地域内で活動をしております。取組の内容なのですけれども、冒頭ご説明いたしました農地維持支払いという取組と資源向上の共同という事業に取り組んでおります。

以上です。

（小泉）それでは、何点か質問させていただきます。

267ページの新規就農総合支援事業についてなのですけれども、昨日もほかの委員から質問があつて答弁を聞いたところなのですけれども、それで新たには今年度は1人養豚の方ですか。5年間にわたって補助金が2名に出ているということだったのですけれども、それについて深掘りさせていただければと思うのですけれども、農業の種類というのですか、

申請するに当たって米とかジャガイモ、梨、養豚ということだったのですけれども、ほかに全ての農業に対しての項目による制限というのですか、その辺というのはあるのでしょうか。

（農政課長）農業に従事するための栽培の品目というものに関しては、特に制限は設けられていません。

（小泉）それと、新規ということで養豚の説明の中で親がやっていて、親ができなくなったということで廃業してから息子さんが新たに養豚を続ける、やるということだったのですけれども、途中で親が廃業というか、親が農家をやっていて、途中で兼業農家として、親ができなくなったので、息子さんがでは手伝うよというような形の場合も新規就農ということになるのでしょうか。

（農政課長）今回の場合ですと、ご両親が経営をされていて、一定の事情があって経営を断念せざるを得ない状況となりました。具体的にはそういう状況の中、息子さんについては全くのこれまで農業に従事していなかった状況の中で、いわゆる脱サラをされて農業に従事する決断をされたところでございます。そのような状況であって、母親と一緒に農業をこれから営農するということであつたとしても、それについては新規就農というふうに捉えているところでございます。

（小泉）脱サラということで今答弁がありましたけれども、兼業農家としても、その要件というのですか、息子さんが途中で手伝うよと一緒になった場合、新規のくくりの説明をちょっといただければと思う。ちょっと細かい点なのですけれども、途中で農家を引き継ぐというのですか、兼業農家にでは手伝うよというのも新規、新たに手伝う分野、その辺に関しての要件というのですか、そこだと出る、出ない的部分で、その辺の説明をちょっといただければと思うのですけれども。

（農政課長）新規に従事するという、補助金を抜きにして農業に新規に新たに取り組むというふうに考えるものとするならば、単純にこれまで経験がなかったとしても、通常経験がなかったからといってすぐ農業に取り組めるものではなくて、ある程度自分で県内でいうと農業大学校に何年か通って技術を学ぶ、あるいは違う農家さんのところで何年か

従事していただいて修行して独立するというようなことが出てくると思うのです。基本的には農業を主体として所得を得て、それで食べていくというようなことが、農業で生計を立てていくということが条件というか、基本的な考えになってくると思いますので、農業で生計を立てていくということを目的として就農するということであれば、それは新規就農になるというふうな認識で捉えております。

以上です。

（小泉）では、所得が農家でありますよと申請した時点で新規ということではよろしいのでしょうか。農業として所得、今までどこかで手伝っていたりとかしたりして、新たに兼業農家に、兼業になりましたというところで、私もでは農家として所得を得ました。そうする場合は、やっぱり農家として新たに所得がありますよと確定申告なりですと思うのですけれども、その場合も新規として補助金をもらえるのかどうか、その辺ちょっと最後1点だけ。

（農政課長）補助金の交付要件というのは当然ありますので、それに合致していれば、対象交付要件を満たしているとするならば補助の交付を受けられる可能性はあると思います。一方で、新規の就農の捉え方としては、兼業でも新規なのかと言われるとなかなかそうは言い難いところもあるかと思うのですけれども、あくまで営農を主として生計を立てていくということであれば新規就農というふうに認識しております。

以上です。

（小泉）ちょっと簡単な、最後あれなのですけれども、やっぱり2名の方と、今回養豚の方というのはもともと親がやっていたとかいう方、本当に何も真っさらな状態でやるのか、親がやっていたとか親戚がやっていたとかという方がやっていたらっしゃるのですか。

（農政課長）今現在補助金の交付を受けている2名のうちのお一人は全くの新規です。もう一人の方は親の、お父さんのほうが就農されておまして、それは梨の栽培をやっております。引き続き親元就農ということで就農された方でございます。あと、今年度中に新規就農される予定の方は、説明させていただきましたとおり、従前ご両親が養豚経営を営

んでいたというものでございます。

以上です。

（小泉）それでは、次の質問に行きたいと思います。269ページの用排水路改修事業についてなのですが、説明の中で素掘りの水路ですか、から柵渠に改修するということだったのですけれども、全体の改修率というのですか、その辺のパーセンテージが分かれば教えていただければと思うのですけれども。

（農政課長）現在鴻巣市が維持管理している農業用の用排水路ですが、距離にして何キロメートル存在しているのか、存するのかということについて実は把握できていないのが現状でございます。したがって、水路の改修率が何%になっておりますということは、申し訳ないのですが、お答えすることができませんが、要望によりまして今後順次に改修を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（小泉）用排水路の距離が分からないということだったのですけれども、その区別というのですか、素掘り何キロとかというのは別としても、ここが水路だとか素掘りなのか、柵渠なのかという部分は把握していなければいけないと思うのですが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

（農政課長）把握については現地を確認するしかないとは考えておるのですけれども、基本的にはそういった必要性は当然ある、必要なのだなというふうな認識はしております。ただ、一方で水路の全貌が把握できていない、全貌というのはその距離ということなのですけれども、把握できていないのは事実として受け止めさせていただきますけれども、基本的には素掘りあるいは構造物が入っている水路というのを区分した上での数量というのは把握できていませんが、水路機能に支障があるのかどうかというほうが重要だと思いますので、そちらのほうに着目してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

（小泉）その距離的な部分、長さ的な部分は把握していなくてもいいか

と思うのですけれども、ここに水路があるよと、この水路は使われていないよ、そこまでは把握しているのでしょうか。

(農政課長) あくまで農業用の水路ということであれば、活用がされていない水路というのは基本的にはないというふうに認識しています。その裏づけとしましては、そこで営農、いわゆる水路というのは基本的に用水路に関してはお米を作付するためのものがございますので、面的に地域として作付されていないような地域があるとするならば、そういったところの用水路の機能の役目はもう終えたというふうに認識しているのかなと思います。それに伴う当然排水路もありますので、面的整備の中で他の用途に利用するようなことがあるとするならば、その地域内の用水路、排水路の役割は終えたというふうに考えてもいいのかなと思います。一方で、農業用のいわゆる水路だけに着目してしまうと、市街化調整区域以外のところでも当然水路等ありますので、いわゆる他の用途と併せて土地利用されるような場合、場合によってはありますのでというのが現状かと思えます。

以上です。

(小泉) ちょっと1年間での進捗状況はということで質問のほうあれだったのですが、その辺はやっぱり全体的なものがどれぐらいかというのがちょっと把握できない状況ですと、進捗状況はどれぐらいかというのは分からない感じですか。

(農政課長) 基本的に水路の改修などについては、地域の実情に応じて地域の方たちからの声を聞かせていただいた上で必要とするものは順次改修を行っているところでございますので、改修率等については把握できていないのが現状でございます。

以上です。

(小泉) それでは、次の質問に行きたいと思えます。321ページの消防団運営事業の7の報償費、退職団員報償金のところなのですが、説明の中で20人から18人の団員が退職されたということだったので、これは金額的には単純にこれを18で割った金額でよろしいのでしょうか。

(危機管理課長) 退職団員の人数は、令和2年度は20名でございます。それから、昨日申し上げたとおり基金からの支出は18名でございます。金額の内訳ですが、階級、それから在職年数に応じて支払われておりますので、おのおのもらっている金額は違ってございます。以上でございます。

(小泉) 退職された方が20名ということで、この報償金のほうから18名、その2名の方については退職金というのはどのような考え、出ているのか、また別のところから出ている、その辺ちょっと説明いただければと思います。

(危機管理課長) お答えいたします。
2名については、市独自のに基づいて支出してございます。1年1万円という形で支出してございます。以上でございます。

(小泉) それの違いについては何なのでしょう。

(危機管理課長) 5年以上の団員は、こちらは法律で定められておりました、消防団員等公務災害補償等共済基金から支出されてございます。また、5年未満の団員につきましては、市の条例に基づいて消防団員になっていただいた方に対して、退職に対してお支払いするという形を取ってございます。以上でございます。

(小泉) 今の答弁ですと、確認なのですが、その2名については5年未満の団員ということよろしいのでしょうか。

(危機管理課長) 2名は、1人は3年、1人は1年で退職されております。以上でございます。

(小泉) それでは、同じ分野の8の旅費の643万4,024円なのなのですが、これは何に使われたのでしょうか。

(危機管理課長) お答えいたします。
こちらは、消防団員が災害訓練や会議等の職務に従事した際の費用弁償として支出してございます。

以上でございます。

（小泉）活動手当みたいな感じの、旅費という項目ですけれども、活動費みたいなくくりということによろしいのでしょうか。

（危機管理課長）はい、そのとおりでございます。出動手当と通称言っているものでございます。こちら費用弁償で支出してございます。

以上でございます。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（諏訪）では、議案第88号 令和2年度鴻巣市一般会計決算認定についてに反対をいたします。

令和2年度は、新型コロナウイルスのパンデミック感染から市民の命と暮らしを守るということが問われる1年でした。市内事業者の経営を支える施策の一方で多くのイベントが取りやめるなど、計画を大きく変更せざるを得ないものとなりました。公共交通維持事業では、乗合型タクシーの実証運行を軌道に乗せ、市民から大変喜ばれています。交通弱者の足を守る事業と評価します。テレワークや自粛生活において、家庭ごみが増える中でのごみの収集、処理が滞りなく行えたこと、評価できます。

反対の理由としましては、1点目として国が進めるマイナンバーカード普及のための取組を本市が優先して行っていることです。各種証明書のコンビニ交付で便利になると公民館などでの交付が中止となったため、不便を感じる市民が多くいます。圧倒的に窓口交付の利用が多いことが裏づけています。1通の証明書類のコンビニ交付でかかる費用は、平成30年は3,229円、令和元年は1,992円、令和2年は858円となっています。マイナンバーカードのシステム改修など多額の費用が費やされていますが、ランニングコストから見ると高額であることが明らかです。経費の面からも高額と言えます。国がマイナンバーカード普及の大キャンペーンを行い、当市においても取得するための手続で市民課窓口で市民が多く訪れました。コロナ禍で窓口が密にならないよう、本庁舎に窓口

を追加しなければならないほどでした。何よりもマイナンバーに関して、国民の圧倒的多数はその必要性を感じていません。カード普及の進まないことがこれらを裏づけています。むしろ政府が個人の情報を掌握、管理することに強い不安を抱いています。

2点目としましては、鴻巣行田北本環境資源組合として進めてきた新ごみ処理施設建設、白紙になりました。成果物である調査資料などは、旧構成市の共有財産となることで組合令和元年度決算にて確認された繰越金が精算され、当市に272万1,624円還付されました。行田市は186万5,932円、北本市は152万8,024円ということです。また、令和2年度に新ごみ処理施設整備推進事業で2万9,000円が支出されました。これは、新ごみ処理施設整備推進懇話会委員の謝礼です。懇話会の構成員は郷地、安養寺の自治会の方々です。この構成員の中には鴻巣行田北本環境資源組合で進めた建設候補地の地権者が含まれています。地権者が構成員として話し合われた懇話会の議事録は既にホームページに載せられていますが、予定候補地ありきで進まれている様子が生々しく論じられていました。そして、常任委員会初日冒頭で環境経済部長の報告がありましたように、北本市、吉見町の議会でも同様に報告があったということでございますが、鴻巣行田北本環境資源組合の6年間の成果物、共有することはあっても、白紙になった事業です。市民不在の事業と言わざるを得ないことを指摘しまして、反対討論といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対、または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第88号 令和2年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第88号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時52分)



(開議 午前10時54分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第84号 令和3年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) では、ただいまの補正予算で2点質問させていただきます。

1点目は、歳入歳出で出ております新しい令和4年度のシステムの改修ということなのですが、システム改修の内容を伺います。

もう一点よろしいですか、続けて。

(委員長) 一問一答で。

(諏訪) すみません。では、1点。

(国保年金課長) こちらの事務処理標準システムにつきましては、平成30年の4月の国保制度改革に際しまして国が主導的に構築したシステムとなります。このシステムを本市では令和4年の9月から稼働させるため、令和3年度から4年度にかけてシステムの導入作業を行うものとなります。令和3年度の作業内容といたしましては、まず標準処理システムの導入や被保険者証や納税通知書などの大量印刷を行うための外づけシステムの開発、それから基幹系システムとの連携機能の構築、それから標準システムのほうにデータを基幹系から移行しますので、そういったデータ移行ツールの開発等となっております。

以上です。

(諏訪) では、ページの11ページで、いわゆる積立金なのですけれども、これによってこの段階での基金がどのぐらいになるのか。

(国保年金課長) お答えいたします。

令和3年度の末の残高の予想ということでお答えさせていただきますと、約5億7,800万ぐらいになるかと思います。

以上です。

(諏訪) 令和3年度末で5億7,000万の基金ということでございますけれども、国保のいわゆる基金の最終的な、3年に1度の保険税の算定でしたでしょうか。ちょっとそこ確認をしたいのですけれども。

(国保年金課長) 国保のほうは介護等と違って何年に1度というふうな見直しのほうはございません。

以上です。

(諏訪) そうしますと、令和3年度末で5億7,000万円のいわゆる基金ということになるのですけれども、今は県のほうとの連携ということになりますけれども、その時点で医療給付が大分抑えられたとか使わなかったということでしたら、この基金というのはいかなるような処理をされるのか伺います。

(国保年金課長) 基金につきましては、急激な保険税の上昇を招かないように計画的に、有効的に活用するものというふうに考えております。

(諏訪) そうしますと、医療給付費が大きく伸びなかった場合、いわゆる基金が令和3年末でこのままの状況であったとしたら、次の段階の国民保険料については値下げになる可能性もあると思っております。よろしいでしょうか。

(国保年金課長) 医療費については、1人当たりの医療費というのは高齢化であったり、医療の高度化ということで年々上昇しております。納付金を納めるに当たっての激変緩和等も令和5年度までということもございますし、また昨日もちょっとお話をさせていただきましたが、法定外の繰入れについても国、県のほうからの解消というのにも求められております。そういったこと等も考えて、極端に納付金のほうが下がるというふうなことは考えられませんので、そうしますと保険税の値下げということは考えにくいかなと思います。また、今年度も新型コロナウイルス

スの関係で所得が減少するというような、こちらも当初見込みの中で基金を今年度4億7,000万取り崩すというふうな予定にはなっておりますので、医療費がというところで、それが直結して保険税の値下げにつながるということはないかと思えます。

以上です。

(羽鳥) 前任者と全く同じ項目で質疑なものですから、簡単にさせていただきます。

まず1点目、11ページ、事務処理標準システム導入業務の委託料の詳細についてということなのですが、これは国からの交付金が丸々1,540万ですか、入っておるということで、国主導という形でやられるので、これは致し方ないと思うのですが、今までのシステムとこれからのシステムの大きな違いについて、簡単にお聞きいたします。

(国保年金課長) 新しい事務費、こちらの標準システムにつきましては、国が主導的に構築をした事務処理の標準システムということになりまして、制度改正に対応して国保標準システムのアプリケーションソフトが無償で配布をされたりということがございますので、そうすると改修費用がかからないとか、そのほか全国的な業務の標準化が行われることによって事務の効率化等が図られるというふうに考えております。

以上です。

(羽鳥) やはりマイナンバーとの連携も非常にスムーズになっていくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(国保年金課長) マイナンバーとこの国保標準事務処理システムが直接的にリンクをしていくかというところは、ちょっとすぐに直結はするところはないかなというふうには考えております。

(羽鳥) そうしますと、このシステムの導入については期間的にはどれぐらいの期間でシステムの導入が終了するかお聞きいたします。

(国保年金課長) 一応令和3年度と令和4年度を予定をしております、本稼働については令和4年の9月の20日から本稼働ということで今のところ計画をしております。ですから、今後システムの構築であったり、システムの運用試験、またデータ移行ですとかデータ移行の確認、職員

のほうのシステムの研修操作等を順次進めまして、令和4年9月の20日に本格稼働ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(羽鳥) それでは、引き続き同じページの下の運営基金積立金の額の根拠と考え方についてなのですが、鴻巣市においては120億規模ですよね、予算が。そうしますと、その120億予算規模でどれぐらいの基金が積み立ててあればおおむね安心なのかお聞きいたします。

(国保年金課長) 基金については、特段現状では目安というものはございません。あくまでも前年度繰越金の中から当該年度に国、県等に返還する返還金を除きまして、その中から基金のほうに積み立てるというような考えで行っております。

以上です。

(羽鳥) 先ほどの前任者の質疑の中で、来年度ですか、4億7,000万円の取崩しがあると。

(本年度の声あり)

(羽鳥) 本年度ですか。本年度4億7,000万円の取崩しがあるというふうに聞いたのですが、そうするとほとんど1億円ぐらいしかもう基金が残っていないということなのですが、今後の基金に対する考え方についてお聞きいたします。

(国保年金課長) 基金については、今回2億6,000万を積み増すので、差引きとしまして5億7,000万ぐらいの残高になる予定ということでございます。

以上です。

(羽鳥) 確認なのですが、さっき5億7,800万円と言ったかな、その中から4億7,000万円、本年度取崩しをするというふうな理解でよろしいのですか。

(国保年金課長) 申し訳ありません。令和2年度の末の基金残高が約7億8,700万ございますので、その中から令和3年度、4億7,000万取り崩す予定でありまして、ただ今回基金のほうを2億6,000万積み立て、ほか

に利子等がございますので、そういったものを勘案しますと令和3年度の末の残高としましては5億7,800万ぐらいの残高になる見込みということでございます。

以上です。

(羽鳥) 最後に、今後の国保年金事業についての動向をどのように予想しているのかをお聞きいたします。

(国保年金課長) 今後の動向ということでございますけれども……

(委員長) ちょっと暫時休憩します。

(休憩 午前11時11分)



(開議 午前11時11分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(羽鳥) 国民健康保険事業についての今後の動向についてをお聞きいたします。先ほどの文言を訂正して、改めて国民健康保険事業の今後の動向についてお聞きするという形にお願いいたします。

(委員長) 羽鳥委員より発言の訂正の申出がありましたので、許可しました。ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(国保年金課長) 今後の動向ということでございますが、平成30年度に国民健康保険のほうも広域化をされまして、県のほうが財政運営の主体というふうになりました。その中で県のほうも保険税率の統一等を国民健康保険運営方針等で定めておりますので、そういった中で保険給付等の県内の水準の統一ですとか保険水準の統一とかということが今後の動向というふうになってくるかなというふうには考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第84号 令和3年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時13分)



(開議 午前11時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第89号 令和2年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後11時45分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(諏訪) 89号ですが、質疑通告をしております。保険税の滞納されている方、そして金額のほうは先ほどの資料の中で総額が分かりましたけれども、滞納している方の人数と、それに伴って資格証を、短期資格証明書、両方ですね、発行している人数とといいますか、世帯数を教えてください。

さい。

（国保年金課長）お答えさせていただきます。

こちらの令和2年度の滞納者、滞納世帯ということでお答えさせていただくのですが、時点が令和3年の6月1日現在で990世帯となります。それから、資格証の発行件数ということなのですが、こちらは資格証のほうはございません。短期証のほうを発行しております、こちらが71世帯となっております。

以上です。

（諏訪）ただいま990世帯というご答弁でしたけれども、やはりかなりの世帯数だなという感じを受けますが、この990世帯の階層というのですか、所得階層というのとはどんなふうになっていますでしょうか。

（国保年金課長）申し訳ありません。ちょっとその階層についてはお調べしておりません。申し訳ありません。

（諏訪）では、それは調べる必要がないからということでしょうか。

（国保年金課長）調べる必要がないということではないのですが、ちょっと現状では把握はしておりません。申し訳ありません。

（諏訪）そうしましたら、資格証のほうはゼロということですが、短期保険証発行が71世帯ということですが、短期保険証を発行するに当たって窓口に来ていただくとか郵送だとか方法があるかと思うのですが、どのような形で手渡しをされているのか伺いたいと思います。

（国保年金課長）71世帯のうち郵送している世帯が30世帯、窓口のほうにお越しいただく世帯が41世帯となっております。

以上です。

（諏訪）先ほど所得階層は特にないと、お調べはしないということだったので、実際に滞納に至るといのはやはり払えないということかなと思いますし、また例えば社会保険から移ってうまく納付ができなかったというようなこともあるかと思うのですが、いわゆる滞納に陥る要因というのが主にどういったものなのか伺います。

（国保年金課長）滞納に陥る要因ということでございますけれども、一

概には、いろいろな要素があるかと思うのですけれども、例えば失業してしまっただとか病気で収入が途絶えてしまっただとか、いろいろな影響があるかとは思いますが。

以上です。

（諏訪）私もちよっとお調べした感じでは保険料が1人世帯で100万円の所得の方でも10%を超える保険料になっているわけですね。ですから、100万円の所得で1割強の保険税というのがやはりとても高く感じるかなと思うわけなのです。実際に特に昨年はコロナで就業もままならない方もいらしたかと思うのですけれども、今回コロナで減免になっていたりする人数がちょっとよく分からないのですけれども、コロナの減免措置を取られた方というのが何人でしたでしょうか。

（国保年金課長）お答えさせていただきます。

令和2年度の方で82件、減免の実績で申し上げますと1,365万2,200円。それから、令和元年度分の減免をされた方もいらっしゃいますので、その82件のうち70件の方は令和元年度の部分も一部減免がされておりまして、減免実績が124万6,400円となっております。

以上です。

（諏訪）頂いた資料の中で歳入の国庫支出金のところに、災害等臨時特例補助金という2番の項目の668万5,000円なのですけれども、これとただいま伺ったその金額というのは補助率が10分の6ということなのですけれども、金額がちょっとよく分からないのですが、教えてください。

（国保年金課長）お答えします。

コロナ減免については、先ほど委員のほうからお話ありましたように、こちらの災害等臨時特例補助金のほかに特別調整交付金の中で減免額のほうが交付がされております。ただし、その申請については見込みでちよっと出すものですから、実際の実績額と若干金額のほうは相違はしておるのですけれども、実際は両方合わせまして1,148万8,000円ほどの補助金のほうが入ってきてございます。

以上です。

(諏訪) そうしますと、コロナでの減免は82件、82世帯ということですので、非常に多いなという感じもするのです。そういった中で滞納されている方々がこういったものは使える要件ではなかったのかどうかをちょっと伺い、ダブるところは、重なるところはないのでしょうか。

(国保年金課長) もちろん減免を申請された方もいらっしゃるかとは思っております。

以上です。

(諏訪) では、新たに傷病手当金というものがコロナの関係でありましたが、事業主がコロナにかかって、事業主でしたでしょうか、コロナにかかると傷病手当金を今回国保でもできたということでございますけれども、33万392円があるのですけれども、これは何人の方がこれを利用されたのでしょうか。

(国保年金課長) お答えします。

3名の方で総額で33万392円の交付となっております。

以上です。

(諏訪) そうしますと、傷病手当金の、定額になるのでしょうか。決まった額が手当てということで支給されるということによろしいのでしょうか。

(国保年金課長) こちらは、申請される方の直近の継続した3か月間の給与等の収入額の合計額から就労した日数で割った金額が1日当たりの金額ということになりますので、そちらの金額の3分の2の金額が実際就労すべきだった日数分だけ交付される、出るような形になっています。

(諏訪) そうしますと、それぞれ収入によって手当てが違うということによろしいわけですね。

(国保年金課長) おっしゃるとおりです。

(大塚) それでは、質問項目、場所は1点だけであります。決算書でいきますと451ページなのですが、用意していただいたA3の資料のほうに分かりやすいと思いますので、場所は2款4項のところですか、出産育児諸費であります。これは、具体的には事業名としては一時金の支給の部分と、それから手数料を合わせたものということで理解をしております。

す。まず、ここに出ている数字で申し上げますと、2年度の予算額が2,941万円程度、それに対して実際に決算の数字を見ますと大きく減額になっているのです。1,799万程度でしょうか。そうすると、当初見込んでいた予算額に対して執行額が差があるので、まずその理由についてどのような理由なのかを伺います。

（国保年金課長）お答えさせていただきます。

実際の見込額が令和2年度につきましては70人というふうな見込みでおったのですけれども、新型コロナウイルス等の関係で出産を控えた方がいたりですとか、あとは少子化によって若年層が減少しているとかということで昨年実績を下回るような結果になっております。

以上です。

（大塚）右側の参考資料の表の5ですか、見ると確かにここ4年間は取扱い件数というか、対象件数が減っているのは見て分かります。ただ、この参考資料にはないのですが、令和元年度の決算においては2,390万ほどが数字として出ております。今現在の3年度の予算についても2,730万円が多分予算計上されていると思うのです。コロナの影響で対象者数、件数が予定より少なかったというのも分かるのですが、ある程度数字の折り合いをつけたような状態で通常であれば予算なり、それに見合う決算、決算は不確定要素を含んでいますけれども、そういうのが予算の立て方かなと思うのですが、大きくずれた理由は分かりましたが、例えば今現在、令和3年の中旬、中盤に入りました。令和3年、今の状態で出産予定、あるいは出産育児の対象者について何かデータはあるのでしょうか、3年度の分は。

（国保年金課長）お答えします。

申し訳ありません。3年度の直近の状況というのはちょっと今控えておりませんので、申し訳ありません。

（大塚）分かりました。年度の途中なので、多分ないのかなとは思いますが、それは結構です。

1つ気になるのは、表5のところに書いてある助成額なのです。金額です。1件当たり42万円ということで支給をされているのですが、今の物

価というか、相場として、多分これでは足りないのだろうなと思います。出産の形態、いわゆる自然分娩とか、場合によったら手術を要したという場合もありますので、必ずしもみんながみんな大変な思いをして支払いしているかどうか分かりませんが、例えばこの42万という金額が対象件数がもし今後も見込みより少ないということであれば、この金額をもう少し、いわゆる出産とか子育て環境を整えるという意味で金額については何かもう少し検討してもいいのかなとは思っています。今後の取組として、どうやったら、鴻巣で子育てをするというよというのを知らせるためにも何か取組が必要かなと思うのですが、1つはこの助成額、金額です。それから、それ以外に今後必要と思われるような具体的な取組について、何かあればお伺いいたします。

（国保年金課長）助成額のほうの増額というふうなお話今あったのですが、国のほうでも与党の国会議員のほうで厚生労働省のほうに出産一時金の増額のほうを要望したというふうな経緯もございます。ただ、実際出産とは関係のない食事などの金額が料金が低いとか、そういった、あとは都市部ほど高い傾向にあって、全国的に一律ということではないとか、あとは健保組合などの企業側の合意が得られていない等の理由で令和4年度からの増額等については見送りというような形にはなっておりますが、そういった国のほうでも動きとしてはあるのかなというふうには思います。また、先ほど午前中もちょっとお話しさせていただいたのですが、県のほうも広域化をするに当たりまして県内の保険事業等の水準等も統一というか、平準化するような流れという中では、なかなか鴻巣だけ突出してそこを上げますとかということも、支出が増えると税のほうに跳ね返るとかということもありますので、その辺につきましてはまた国の動向等を今後も注視をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

（大塚）確かに国保会計の中の単独の部分でありますので、かなり厳しいと思うのですが、1つ例を申し上げますと、被保険者が8月の末に出産をした方がいまして、その方はたまたま陣痛が早く来たので、ちょっ

と二、三日余計宿泊することになりまして、そこの産科の医療機関は個室しかなくて、1泊数千円なのか1万円なのか、結構金額が。最終的に私が聞いた話だと、払ったのが六十数万円お支払いしたと。当然42万円ではちょっとというか、かなり足りないわけで、これで賄えとは言いませんが、できたら国保は国保でまた国の示すものもあると思うのですけれども、できたら課を超えてでも、今でも出産一時金とかお祝金が出ていますけれども、子育て環境を整えるという意味では国保は国保でなるべく、限界とは言いませんが、どこまで盛り上げられるか。足りないところは、やっぱり出産を控えている方もそうですけれども、ぜひ鴻巣で子育てしてくださいというのを示すためにも、ほかの課との連携をしながら、とりわけ新しい命が生まれて、先が明るい話なので、何とかどこかとタッグをして上手な対応ができるといいかなと思うのですが、今後そういう課を超えてでの情報交換なり検討というのは可能でしょうか。どうでしょうか。

(国保年金課長) 大塚委員さんのほうからもお話がありましたように、出産ですとか子育て環境の整備というのは国保年金課1課だけではなくて全庁的な取組が必要だと思いますので、今後関係各課といろいろ連携を取りながら、できる施策については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) では、議案第89号 令和2年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について反対の討論をいたします。

昨年は、コロナの状況の中でそれぞれ収入が減って大変だったと思います。そういった中でコロナ減免があったりして多少はよかったなと思うのですけれども、やはり昨年は賦課限度額が引き上げられて、最高額

が63万円ということで、高所得の方だからというふうにご説明されていたかと思うのですが、高所得というのはどういった方を言うのかちょっと分かりませんが、最高額が上がったというところの1年だったと思います。そういった中で、先ほども申し上げましたけれども、保険料そのものがやはりパーセンテージとしては非常に高いと思います。一般のといえますか、普通の健康保険組合などから比べるとやはり高いですから、なかなか払いたくても払えないという状況が生まれているのではないかと思います。それで、滞納者もいるということですので。そういったところで保険税が高いままの国保の会計だったということを描いたしまして反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第89号 令和2年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第89号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第94号 令和2年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第94号 令和2年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第94号は原案のとおり認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後1時28分)